



**株式会社 東邦銀行**  
**—防災集団移転促進事業に伴う抵当権抹消手續のご案内—**

東日本大震災により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。  
 当行といたしましては、防災集団移転促進事業が促進されることは、被災されたお客さまならびに被災地の復興に繋がるものと認識しております。

お客さまが防災集団移転促進事業により移転促進区域内にある土地等を地方公共団体に売却されることになった場合、円滑に当行の抵当権抹消手續が進むよう、次のとおりご案内申し上げます。

なお、手續の詳細な点につきましては、住宅ローンお取引の支店までお気軽にご相談願います。

**1. 対象となる事業について**

本ご案内でご説明している手續の対象となるのは次の場合となります。

「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づく防災集団移転促進事業によって、地方公共団体がお客さまの所有している被災した土地等を買取ることになった場合」に該当し、かつ、当該土地等に登記名義が株式会社東邦銀行（当行提携保証会社を含む）の抵当権が設定されている場合（お借入を完済されている場合は除く）となります。

**2. 売却代金の当行へのご返済およびその後のご返済について**

(1) 地方公共団体への売却代金（手持ち金等を含む）で当行のお借入金を完済できない場合

① 約定返済をご継続中（ご返済を猶予されている方を含む）で土地等を売却した後も引き続き約定返済の継続を希望される方

土地等の売却代金（売却に必要な費用を除く）により当行に繰上返済をしていただいた上で、残ったお借入についてご契約どおりご返済を継続していただきます。

② 約定返済をご継続中（ご返済を猶予されている方を含む）で土地等を売却した後はこれまでどおりの約定返済の継続ができない方

土地等の売却代金（売却に必要な費用を除く）により当行に繰上返済をしていただいた上で、残ったお借入について二重ローン問題の解決手段となっております「個人版私的整理ガイドライン」の申出について、一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会まで具体的にご相談をしていただくようお願いいたします。

[ガイドライン運営委員会福島支部]

〒960-8041 福島県福島市大町 4-15 024-526-0281（平日 9：00～17：00）

(2) 地方公共団体への売却代金（手持ち金等を含む）で当行のお借入金を完済できる場合完済いただける場合であっても、右記申請書類のご提出をお願いいたします。

**3. 質権設定済み火災保険の解約手續について**

- (1) 被災された建物にかかる火災保険について当行が質権を設定している場合については、地方公共団体との土地等譲渡契約締結後に質権解除の手續を行います。解約手續まで希望される場合には、その旨お申し出願います。
- (2) 火災保険の残存期間に応じた解約返戻金が損害保険会社より支払われる場合があります。

**4. ご注意いただく事項について**

- (1) 抵当権抹消にかかる登記申請については、地方公共団体にて公共嘱託登記により行います。（お客さまへの抵当権抹消関係書類の交付はできません。）
- (2) 利害関係人（債務者・連帯保証人等）が反社会的勢力であることが判明した場合には、当行との契約に係る全ての債務について一括して繰上返済して頂くこととなります。

**5. 申請書類について**

| 項目                     | 書類名   | 備考   |
|------------------------|---|--|
| 全てのお客さまにご提出いただく書類      | 防災集団移転促進事業に伴う抵当権解除承認申請書                       | 署名捺印については借主ご本人以外に連帯債務者・連帯保証人・担保提供者等利害関係人全員の方が必要です。 |
|                        | 売却に必要な費用等一覧                                   | 後順位抵当権者等の抹消応諾費用の調整は弁護士に依頼することもできます。                |
|                        | 防災集団移転促進事業に伴う買取りにより地方公共団体から交付される売却代金のわかる書類（写） | 地方公共団体から交付された全てのページの写しが必要です。                       |
|                        | 金銭消費貸借契約証書の変更に關する覚書                           | 署名捺印については借主ご本人以外に連帯債務者・連帯保証人の方も必要です（担保提供者は不要）。     |
|                        | 担保不動産の登記事項証明書（全部事項証明）（写）                      | 土地・建物で発行日から1ヵ月以内のもの。                               |
|                        | 印鑑証明書（原本）申請書に署名捺印される方全員分                      | 発行日から3ヵ月以内のもの。                                     |
| 後順位抵当権者等がある場合          | 残高証明書（写）                                      | 依頼書提出時点の残高が確認できるもの。                                |
| 公租公課に関する差押登記がある場合      | 滞納内容がわかる書類（写）                                 | 依頼書提出時点の滞納税額・内訳が確認できるもの。                           |
| 移転先で住宅等を再築する場合         | 約定返済の継続及び抵当権設定関係書類の提出に関する確認書                  | 署名捺印については借主ご本人以外に連帯債務者・連帯保証人の方も必要です（担保提供者は不要）。     |
| 移転先で住宅等を再築しない場合        | 約定返済の継続に関する確認書                                |  |
| ご契約上の住所から住民票を異動されている場合 | 届出事項変更届・住民票（原本）                               | 借主ご本人・連帯債務者・連帯保証人・担保提供者の方分。                        |